

役員等の報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清穂会（以下「法人」という。）定款第8条および第22条の規定に基づき役員（理事、監事）、評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（理事長及び理事）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等（評議員、理事及び監事）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条

- (1) 報酬については別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、職員退職金規程に準ずる額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程第18条に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条

- (1) 非常勤役員等の報酬は、勤務実態に即してのみ支給することとし、役員等がその地位にあることをもっては支給しない。
- (2) 報酬は、役員等が法人の理事会、評議員会又はその他の会議・研修に出席するときのほか、理事長による専決や監事による監査の実施など役員等が法人の業務（以下「法人業務」という。）に従事したときに限り支給する。
前項の報酬の日額は、次のとおりとする。ただし、法人業務に従事する時間が1時間に満たない場合は、その3割とする。

理 事 5, 0 0 0 円

監 事 5, 0 0 0 円

評議員 5, 0 0 0 円

(費用弁償)

第5条

- (1) 役員等が法人業務のため出張したときは、その費用の実費を弁償する。
- (2) 前項の費用弁償の額は、職員の旅費に関する規程に準ずる。ただし、その額が1, 0 0 0 円に満たないときは、1, 0 0 0 円とする。

(当法人職員給与との併給)

第6条 理事長は、理事長専任又は当法人の職員兼務に関わらず、本規定による報酬を支給する。

2. 理事長を除く理事が当法人職員を兼務する場合は、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 9 月 5 日から施行する。

付則

この規程は、令和3年6月24日施行し、令和3年5月1日から適用する。

付則

この規程は、令和3年6月24日施行し、令和3年6月1日から適用する。

別表 1（常勤役員の報酬月額）

役 職 名	報 酬 月 額
理 事 長	500,000 円以内
理事支給無し	

別表 2（常勤役員の賞与）

06 月の賞与	職員の支給率相当額
12 月の賞与	職員の支給率相当額
理事長支給無し	